

王子本町二丁目町会 組織・事務分掌規程

(目的)

第1条 この規程は、王子本町二丁目町会細則第3条第5項に基づき、町会に設置する各部の組織および事務分掌を明確にし、円滑な町会運営を図ることを目的とする。

(部制)

第2条 町会には、次の部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 古紙回収事業部
- (3) 女性部
- (4) 防犯交通部
- (5) 防災部
- (6) ファミリー部
- (7) 見守り部

(事務分掌)

第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。

1 総務部

- 庶務、企画、会員名簿・班長名簿の管理、総会運営、広報、役員会運営、町会会館使用に関する事項
- 官公署および関係団体との連絡調整に関する事項
- 新生児祝、入学祝、新成人祝、敬老祝等の記念品贈呈に関する事項
- 他部に属さない事項（民生委員、保護司、児童委員、地区委員、PTA等との連絡を含む）

2 古紙回収事業部

- 古紙・古布等の資源物の回収および売却に関する事項
- 回収計画を定め、定期的に町内各所から資源物を適切に回収し売却する事項
- 売却収益の管理（予算・決算を含む）に関する事項

- その他古紙・古布回収に関する事項
- 3 女性部
- 女性相互の親睦および知識向上のための行事に関する事項
 - 各部の活動支援に関する事項
 - 日赤事業計画への協力、共同募金等に関する事項
 - その他女性部に関する事項
- 4 防犯交通部
- 警察署・防犯協会等と連携した犯罪予防、警戒、警備に関する事項
 - 交通安全対策の推進および交通道德の普及に関する事項
 - 防犯灯の設置・管理・修繕に関する事項
 - その他防犯・交通に関する事項
- 5 防災部
- 消防署・消防団・防火協会等と連携した防災・防火の啓発、訓練等に関する事項
 - その他防災・防火に関する事項
- 6 ファミリー部
- 保健衛生・環境美化運動等に関する事項
 - 敬老、福利厚生、リサイクル活動等に関する事項
 - 青少年の健全育成のための行事、研修会等に関する事項
 - その他厚生・青少年に関する事項
- 7 見守り部
- 高齢者等の安全確保および孤立防止のための見守り活動に関する事項
 - 住民交流を通じた見守り推進のための談話室「ほんに」の開催に関する事項
 - その他見守りに関する事項

(施行期日)

第4条 この規程は、令和8年5月25日（総会の翌日）から施行する。